

こどもの患者（かんじゃ）さまの権利（けんり）

1. あなたは、ひとりの人間（ひと）として大切（たいせつ）にされます。
2. あなたは、あなたにとって一番（いちばん）よいとおもわれる治療（ちりょう）を受けることができます。
3. あなたは、病気（びょうき）のことや病気（びょうき）をなおしていく方法（ほうほう）について、わかりやすい言葉（ことば）で説明（せつめい）を受けることができます。
そして、自分（じぶん）のかんがえや気持ち（きも）ちを病院（びょういん）の人（ひと）や家族（かぞく）につたえることができます。
4. あなたは、病院（びょういん）でもできるかぎり家族（かぞく）とすごすことができます。
5. あなたは、病院（びょういん）にいても遊（あそ）んだり、勉強（べんきょう）したりすることができます。
6. あなたが他（ほか）の人（ひと）に知（し）られたくないことは守（まも）られます。

